

各務原市公募型地域の介護予防教室支援事業補助金交付要綱

(令和元年9月30日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、高齢者の加齢に伴う運動器の機能低下の予防及び改善に資するため、各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月31日決裁）第3条に規定する一般介護予防事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の64第2号ロに規定する介護予防に関する普及啓発を行う事業として、指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）、指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）及び指定第1号通所介護事業者（同要綱第3条第2号に規定する第1号通所事業を行う者をいう。）（以下「指定事業者」と総称する。）が市内で行う介護予防教室（指定事業者の職員の指導のもと、参加者が体操その他の運動により安全かつ適正に運動器の機能向上を図る教室をいう。以下同じ。）の実施に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、指定事業者とする。ただし、暴力団（各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）は、補助対象団体となることができない。

(補助事業)

第3条 補助事業は、市内で行う介護予防教室で次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内全域を対象として、チラシ等（市の了解を得たものに限る。）で介護予防教室の周知を行い、参加者の申込みの受付及び参加者の決定を行うこと。
- (2) 参加者が、指定事業者が当該事業を行う事業所に、定期的に通所して実施するものであること。
- (3) 参加者が市内に居住する65歳以上の者又は当該者の支援のための活動に関わ

る者であること。

- (4) 参加者が安全に体操その他の運動を行うことができるスペース（3平方メートルに参加者数を乗じて得た面積以上をいう。）を確保すること。
- (5) 指定事業者の専門職員（理学療法士、作業療法士、介護予防運動指導員、健康運動指導士、健康運動実践指導者、機能訓練指導員等介護予防に係る活動を指導できる資格を持った者をいう。）が作成したカリキュラムに則って当該専門職員が指導すること。
- (6) 1回につき1時間以上実施し、1月当たり2回以上定期的に実施すること。
- (7) 1回当たり平均10人以上の参加者がいること。
- (8) 介護予防教室の効果を測定するため、参加者に対し、介護予防教室の開始時及びおおむね6月ごとに別表に定める項目について測定すること。
- (9) 参加者に対する傷害保険及び介護予防教室の実施中における事故により発生する法律上の損害賠償に対する賠償保険に加入すること。
- (10) 介護予防教室において、政治活動及び宗教活動を行わないこと。
- (11) 介護予防教室を実施する場所において、同時に介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス（同法第8条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション及び同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）又は第1号事業（同法第115条の4第1項に規定する第1号事業をいう。）を実施しないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、介護予防教室の実施に必要な消耗品費、印刷製本費、報償費、保険料その他市長が特に必要と認める経費から介護予防教室に係る収入を控除して得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、1事業所当たり1の年度につき、24万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象団体が補助金の交付の申請をしようとするときは、規則第4条第1項に規定する申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 各務原市公募型地域の介護予防教室支援事業概要書（別記様式）

- (2) 介護予防教室指導者名簿
- (3) 介護予防教室のカリキュラム
- (4) 傷害保険及び賠償保険に加入していることが分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実施報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに規則第11条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 介護予防教室の各実施回ごとの介護予防教室指導者名簿
- (2) 介護予防教室の各実施回ごとの介護予防教室参加者名簿
- (3) 第3条第8号の規定による測定の結果が分かる書類
- (4) 写真その他補助事業の実施状況が分かる書類
- (5) 介護予防教室に係る周知の実施状況が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(書類、帳簿等の保存期間)

第7条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

(守秘義務)

第8条 補助事業者及びその従事者は、補助事業の実施に当たり、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

2 補助事業者及びその従事者は、補助事業により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	内容
握力	左右の握力を測定し、その平均の数値を測定結果とする。
5 m歩行	5メートルの距離の歩行時間を測定する。
開眼片足立ち	目を開けたまま片足立ちで立っていることができる時間を測定する。最長120秒とし、2回測定した結果のうち長い方の数値を測定結果とする。

別記様式（第5条関係）

各務原市公募型地域の介護予防教室支援事業概要書

ふりがな			
事業者名			
所在地			
ふりがな		電話番号	事業者：
代表者の職・氏名			事業所：
介護予防教室を行う事業所		事業所の所在地	
回数 ・ 実施曜日	回/月 曜日	実施時間	時 分～ 時 分
介護予防教室を行うスペース	m ²	1回当たりの平均参加者数（見込み）	人
介護予防教室の周知方法		指導者名 ・ 有する資格	
介護予防教室の実施スケジュール及び内容			